

Women in Thyroidology of Japan(J-WIT)・女性支援委員会内規

平成 30 年 11 月 22 日制定

令和 4 年 3 月 1 日改訂

(設 置)

第 1 条 会則第 1 2 条に基づき、本会に Women in Thyroidology of Japan(J-WIT)・女性支援委員会（以下「本委員会」という）を置く。

(目 的)

第 2 条 本委員会は、甲状腺学の進歩・向上をはかるために、女性支援の推進を行うことを目的とする

(組 織)

第 3 条 本委員会は、委員長 1 名、委員若干名及び幹事を以て組織する。

(委 員)

第 4 条 委員長は理事とし、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。

2. 必要に応じ、副委員長を置くことができる。
3. 委員、副委員長及び幹事は委員長の推薦により理事長が委嘱する。
4. 任期は理事の任期とし、再任を妨げない。
5. 委員長、委員及び幹事は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお その職務を行う。

(委員会)

第 5 条 本委員会は委員長が招集し、議長となる。

2. 委員会の審議事項は理事会に報告し、決議内容の承認を得なければならない。
3. 本委員会は第 2 条の目的を達成するために、若干数の部会を組織し、各々に部会長および委員を置くことができる。

4. 委員長が必要と認めた場合、委員以外の者にオブザーバーとして出席を要請し、意見を求めることができる。
5. 委員会開催の都度、幹事は議事録を作成する。
6. 幹事は委員長を補佐する。

(業務)

第6条 本委員会は、第2条の目的達成のために下記の項目について企画・立案・実施を行う。

- 1) 女性甲状腺専門家を育成すること
- 2) 各種分野の女性甲状腺専門家間の交流を深めること
- 3) 日本甲状腺学会内でのダイバーシティを推進すること
- 4) 女性評議員(法人社員)数を増加させること
- 5) 女性の健康に関連した甲状腺の話題を、日本甲状腺学会内外に広めること

(計画・予算)

第7条 委員長は、年度毎に業務計画とその遂行に必要な予算について、当該年度開始前に理事会に諮る。

(報告)

第8条 委員長は、任期終了時においては、任期中の活動報告を理事会に提出し、次期委員会へ引き継ぐ。

(改廃)

第9条 この内規の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附則 この内規は、平成30年11月22日より施行する。

令和4年3月1日改訂：第4条 2,3、第5条 2,3、第6条 を一部変更